

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

- 親ガイダンスを聴いた方の中で，夫婦関係を修復された例はありますか。
- △ 円満解決に向かった例は聞いたことがありませんが，お子さんのことが心配で，離婚したくない気持ちが強くなったという方がいる，という話は聞いたことがあります。
- 親ガイダンスは，夫婦関係の修復を目的にしようとは考えていないということでしょうか。目的によって，内容（表現方法）が変わるかなと思いますので。
- △ 夫婦関係の修復を目的としたものとは考えていません。調停手続は，当事者が御自身で解決を見い出していくものです。その中で，親ガイダンスは，お子さんを第一に考えていただくためのものだと考えています。
- 親ガイダンスの受講になじまないということで，調停が始まる前の段階で受講を勧めないようにしている方には，どのような方がいますか。
- △ 申立書や添付資料などを見た上で，最終的には，裁判官が判断しています。ただ，第1回の調停期日において，事件の実情がわかりますので，調停が始まる前には受講を勧めなかったとしても，第1回の調停期日以降に受講を勧めることになる場合もあります。
- 親ガイダンスのアンケートの結果で，参考にならなかったという意見の中に，自分の家とは違いすぎるなどの意見があったということですが，もう少し具体的に言うと，どのような意見だったのでしょうか。
- △ 例えば，DVがあるので参考にならない，という御意見がありますが，相手方から避難している方もおられますので，面会交流について話をしても，

身近なものとして受け止めてもらえないことがあります。また、0歳のお子さんがある場合に、お子さんの心情を汲むという話をしても、ピンとこない方がおられます。理想的すぎるという御意見については、夫婦間の争いが激しく、親ガイダンスで話す内容について理解しているのなら、そもそもこんなことにはなっていない、という御意見があります。

- 親ガイダンスを一層効果的にする方法について、何か御意見はありますでしょうか。事前に配布した資料の内容についての御意見でも構いません。
- 親ガイダンスの案内文書の中に、「原則として」参加していただくという記載がありますが、「原則として」という記載は不要かと思えます。当然に参加するものだというスタンスで記載すればよいのではないのでしょうか。
- △ 親ガイダンスは法律上定められているものではありませんので、強制されていると受け取られないよう、少しトーンを落として記載しています。
- 法律で義務付けている国もあるのですか。
- △ 韓国では、協議離婚する場合には、家庭法院、これは家庭裁判所のような所ですが、ここに意思確認をしに行かなければならないのですが、その際に、親ガイダンスのようなものを実施していると聞いています。また、アメリカでは、州によっては、親教育を義務付けて、かなり手厚く実施していると聞いています。
- 「ガイダンス」というのは、いわゆる指導という意味ですが、「親ガイダンス」の名付けの意味はどういったところにあるのでしょうか。「ガイダンス」という横文字はなかなかなじめないところがありますし、硬いイメージがあります。また、調停に来られる方は、多かれ少なかれ被害者意識を持っているのではないかと思うのですが、その中で「指導します」というスタンスは、当事者にとっては少し厳しいのではないかと思います。被害者意識が深まってしまわないのでしょうか。
- 例えば、どのような名前が考えられるのでしょうか。

○ 「応援します、お母さん」とか、「サポートします」とかでしょうか。批判するのではなく、色々なことを応援するというイメージです。

□ 親ガイダンスの名称の由来について、何かありますか。

△ このようなプログラムは、「父母教育プログラム」という言い方が学術的にはなされることがあるのですが、これはさすがに表現が硬すぎるということで、なるべく柔らかい表現にするため「ガイダンス」と名付けました。

○ 私は、「ガイダンス」という名称がそれほど厳しい表現ではないと思います。「ガイダンス」というのは、「道案内」という意味もあると思います。

□ 集団でガイダンスを実施しているのは大阪が初めて、という話がありましたが、全国的には浸透してきているのですか。

△ 京都家裁では、個別のガイダンスプログラムが実施されていきました。そもそも、このガイダンスは古い歴史がありまして、先ほど一部上映しました当事者助言用のDVDが平成18年に最高裁から配布されていますし、平成7年頃にアメリカの父母教育プログラムが紹介されて、平成11年から大阪家裁で父母教育プログラムが検討されて、調停期日に個別で実施したと聞いております。また、平成17年には、大阪家裁で「調停講座」ということで、調停期日でガイダンスのようなものを実施したと聞いています。

□ 教育とか、助言という言葉があって、今はガイダンスという言葉になったということですが、他庁で、当庁の親ガイダンスのようなことを実施している場合には、これを「ガイダンス」と呼んでいるのでしょうか。

△ 他庁で実施しているものの正式な名称までは把握しておりません。

□ 大阪が初めてガイダンスを実施しているので、その言葉が伝播しているのかどうかという視点で伺いました。今後の参考にさせていただきます。

○ 親ガイダンスで上映するDVDは、ドラマ編が25分というお話でしたが、裁判所ウェブサイトに掲載されているのは、5分のものと14分のものになっています。この両者の関係はどのようになっているのですか。

△ 先ほど御覧いただいたのは、解説編の一部になりまして、この解説編の前にドラマ編が25分あります。しかし、これらは、裁判所ウェブサイトには掲載されていません。裁判所ウェブサイトに掲載しているのは、面会交流編で、親ガイダンスでもその一部を見ていただいております。全部見たい方は、裁判所ウェブサイトを見ていただくか、裁判所内でループ再生している旨御案内しています。ドラマ編は、一般の方には御覧いただけないものですので、この親ガイダンスで御覧いただく意味があると思っております。

○ 集団でのガイダンスだったからよかった、という意見はありますか。

△ 直接的によかったという意見はありません。同じような立場の方がおられますので、意見交換してみたかったという御意見をアンケートでいただいたことはあります。

○ 実際に、ガイダンスの中で、意見交換をする時間はあるのですか。

△ 意見交換をすることについて検討はしたのですが、担当者がグループ討議を仕切る技量がないと難しいという点があります。また、当初のアンケートで、意見交換の場があった方がよいかという質問をしていたのですが、プライベートなことは話したくないという意見が圧倒的でした。アメリカでは、意見交換をしているという話も聞いていたのですが、このような状況ですので、実施は難しいということになりました。

○ 自分に合った情報を持って帰ることができない、ということでしたが、集団でガイダンスを実施する以上、やむを得ない部分もあると思います。後は、どれだけ個別で対応できるか、ということだと思います。研修でも、みんながいる場では手を挙げずに、研修が終わった後に、講師に聴きに行くことがあると思います。ガイダンスが終わった後に、個別にお話を聴いてもらうことができれば、内容の充実に繋がるのかなと思いました。

□ ガイダンス後に、個別に話を聴いてもらうことはできるのですか。

△ 個別の質問にも対応していますが、ガイダンスの担当者は、個別の事件の

担当者とは異なり、事件記録も見ていません。質問された方がどういう事情をお持ちなのか、一方のお話だけ聞いても全体が見えないことがあります。ですので、個別のケースには立ち入ることができない旨お断りした上で、一般的な知識の範囲で対応しています。例えば、自分の子供が0歳なんだけど、どうしたらいいですか、という質問に対して、一般的な内容を答えたりしています。

- 男性と女性と分けてガイダンスを実施していますが、内容は同じなんですよ。男性と女性で内容を変えてもよいのではないかと思います。また、子供への対応の仕方は、父親と母親で異なるので、その違いをガイダンスの中に盛り込んで、気付きを与えることができればいいのではないのでしょうか。
- 例えば、途中まで同じ内容にして、途中からは父親と母親で異なる内容にする、というのは可能ですか。
- △ これまで検討したことがないので個人的な考えになりますが、どの点を違う内容にするのかは、ジェンダーの問題があり、父性的役割や母性的役割を誤解なく伝えるのは難しいのではないかと思います。また、仮に父親と母親で違う内容にしたとしても、例えば父親には、母親にこういう内容を伝えています、ということをお話しないと、話し合いのための共通の土台ができないのではないかと思います。
- 内容を違えてガイダンスを行うのは、なかなか難しいと思います。
- 職場でもプライベートでもそうなのですが、子供に対する考え方や、対応の仕方が違うのを目の当たりにするので、例えば話し方だけでも検討してみてもどうかと思います。
- ガイダンスを受けた方に感想を聞くと、内容はよかったけど、内容が自分の子供の年齢に合わなかったという意見があります。調査官がガイダンスをする際に、ある程度子供の年齢を把握して、重点的に話をすれば、より効果的になるのではないかと思います。

- 年齢層別にガイダンスを設けるのは難しいですか。
- △ 年齢層で分けるとすれば、保育園児から小学校低学年まで、小学校中学年から高学年まで、思春期以上の3つくらいに分けることになると思いますが、マンパワーの問題もありますし、回数も相当増えるのではないかと思います。
- 年齢層を見ながら、一番多い年齢層に合わせて実施する点についてはどうですか。
- △ 受付の段階で、お子さんが何歳か確認していますので、ガイダンスの中で、参加者のお子さんの年齢が多い年齢層にウェイトを置いて話しています。最近では、親ガイダンスに参加する人数が増えてきており、お子さんの年齢も0歳から思春期までばらつきがあります。そのため、例えばDVDに登場するのが低学年のお子さんなので、大きなお子さんに調査官が面接した場合でも、DVDの主人公と共通するような気持ちがお子さんの発言の中に見え隠れしているという説明を付加したりしています。現在、お子さんがどのような年齢でもフィットするような内容を、どの調査官が担当になっても説明できるよう、説明内容の標準化を検討しているところです。
- お子さんの年齢層にフィットするような説明については、既に検討しておりますが、今後も更に工夫していきたいと思っています。
- 親ガイダンスで使用するパワーポイントに、「子どもの気持ちを汲み取る」とありますが、ここに掲載されている2人のイラストは同じような年齢の子供なので、男の子を大きくするとか、差をつけたらいいのではないのでしょうか。
- ここに記載されたような心の葛藤は、子が年齢を問わず抱えている、ということですか。
- △ ここに記載されたような心の葛藤は、様々な年齢のお子さんに該当します。実際に説明する際には、例えば、「お父さんとお母さんがけんかするのは、僕が悪い子だから？」というのは、小さいお子さんが、世の中のことを自分

に引き付けて考えてしまう傾向にあることから、このような葛藤を抱くと説明します。また、「学校の友達とはもう会えないの？」というのは、お子さんが大きくなると、社会生活が増えてきますので、親と自分の社会生活との間で板挟みになることがあります、という説明をしています。

- 子供が赤ちゃんの場合は、言葉が出ないので、子供の気持ちを汲み取ることができません。でも、愛着が形成される大切な時期だと思いますので、親に対するメッセージが必要ではないかと思えますし、お子さんが大きくなるにつれ、養育や進路の問題も出てきますので、今は年齢が合わないかもしれませんが、乳幼児から高校生や大学生まで、お子さんの成長の段階を意識した説明をするとよいのではないのでしょうか。
- 音声付きパワーポイント、いわゆる電子紙芝居を年齢層別に作るという試みはありますか。
- △ 京都家裁では、パワーポイントに音声を録音して再生するというのをされていると聞いていますので、可能かと思えます。どの時間帯に組み込むかという問題はありますが、年齢層が合わないという御指摘は一番いただくところですので、御意見をいただいたようなパワーポイントの資料を作ることも考えていきたいと思えます。
- 今の年齢別のお話は、参加者に配布するパンフレットにも記載されていますが、ここに書かれています、というような説明をされているのでしょうか。
- △ これは、説明の中でも利用しています。
- もっと詳しく説明してほしいという希望が多いということでしょうか。
- △ そのとおりです。説明を担当するスタッフ側でも、パンフレットのこの部分はもう少し詳しくできないか検討をしているところです。
- 今のパンフレットについて、副題に「お子さんに配慮した話合いに向けて」とありますが、この副題のつけ方を工夫されるといいのかな、と思いました。また、集団でガイダンスする意義は、知識の伝達にあると思えますが、

参加者が、それぞれの思いを共有し、理解することで連帯感が生まれ、安心感に繋がると思っていますので、参加者が発言できる場面が必要になってこようかと思えます。そうしますと、講師がグループの議論を進める力も必要かと思えます。ただ、1回限りでそこまで到達するのは難しいと思えますので、例えば、先ほどのデモンストレーションで、「お子さんにどのように説明したらよいでしょうか」という問いかけがありましたが、ここで、参加者が自分で考える時間を少し設けてから、説明を続けると、参加されたお父さんやお母さんが、普段自分がやっていることを頭に浮かべて、理解や気づきに繋がるのではないかと思えます。

□ ガイダンスの中で、参加者が自分で考える時間を設けるようなことはしていますか。

△ 今までそのような時間は設けていませんでした。

○ このパンフレットですが、色合いが暖かくて、紙質もいいなと思えました。パンフレットの中に、子供の年齢に合わせたアドバイスが記載されていますが、人は、項目を並べられても頭に入ってこなかったり、脳裏にフィットしないとされています。逆に、ストーリー性があると効果があると言われていいますので、裁判所から事例をどこまで出せるかという問題はあると思いますが、子供がこの年齢で、親ガイダンスを受けて、子供との関わり方を変えたら、子供がこういう風に健やかに育った、など、何か具体例を入れてもらうと、参加者に持ち帰りの感覚ができるのではないかと思えます。

△ 具体例がほしかったとか、お子さんへの説明の方法について、具体的にどうしたらよいのか知りたいという御意見をアンケートに記載される参加者がおられます。裁判所でどこまで具体例を出せるのか、難しい問題はあると思いますが、皆さんの声に応えることができるものを作る必要があると思えました。

□ 参加者が抱えている悩みは千差万別で、具体例を挙げれば挙げるほど、自分とは違うといわれる難しさがありますが、検討させていただきます。

- 親ガイダンスは、支部では実施しているのですか。
- △ 堺支部では実施していますが、庁の規模が異なるため、集団ではなく、個別のガイダンスを実施しています。期日が始まる少し前の時間に実施してま
す。岸和田支部では、検討中と聞いています。
- 堺支部では、調停期日の少し前に来ていただいて、音声付きパワーポイントを見てもらっています。双方の当事者に、それぞれ違う時間に来ていただ
いて、別々に見ていただくようにしています。
- 説明の中で、代理人弁護士の理解が不足しているのではないかというお話
がありました。堺支部でガイダンスが始まったことなども含め、弁護士会
に情報が入っていないことがあります。先ほど、子どもの権利委員会には周
知していただいたというお話もありましたが、もう少し継続して広報をして
いただけたらと思います。弁護士の中には、まだこのガイダンスについて知
らない人も結構多いですし、依頼人にガイダンスを勧めてよいのかも
弁護士間に情報が行き渡っていないと思います。広報には協力させていた
だきますので、よろしくお願いします。
- 補足しますと、今年2月に、月刊大阪弁護士会という大阪弁護士会の会報
に、本庁における親ガイダンスの実施については掲載しています。堺支部で
親ガイダンスを開始したことについては、また何らかの形で広報させていた
だきたいと思います。
- こういうことを言われて嫌だったとか、こんなことを言われて嬉しかった
とか、実際に子供から話を聞いてパンフレットを作っているのですか。
- △ パンフレットの作成に当たって、個別に調べたことはありませんが、調査
官は、日頃から、頻繁にお子さんと面接をしており、パンフレットに記載し
たお子さんの声は、日頃調査官が接しているお子さんの気持ちだと考えてい
ます。お子さんは、驚くほど親御さんのことを考えていると感じており、具
体的過ぎると問題はありますが、なるべくお子さんの気持ちを伝えていき

いというのがガイダンスを実施する担当者の願いでもあります。

○ パンフレットに記載されたものとは逆に、こんなことを言われて嬉しかったとか、頑張れたという良い例があってもいいのかなと思いました。親が読んだときに、こういう言い方をしたらいいのかという気付きにもなると思います。

△ 親御さんにも前向きに受け取っていただけるとと思いますので、検討したいと思います。

○ 限られた時間の中で、皆さんに平等に内容を伝えるという意味では、パンフレットの内容を厚くして、持ち帰って読んでもらうようにするのが一番いいのではないかと思います。

○ 開催時間帯について、午後3時30分からの回に参加者がいなかったという点ですが、例えば過去に、アンケートで何時頃に開催したらいいか確認したことはあるのでしょうか。閉庁時間の開催は難しいとしても、試みとして統計を取ってみるのはいいのではないかと思います。また、参加者を増やすためには、ガイダンスの案内をする際の動機付けが重要だと思うのですが、このガイダンスにどのような意義があるのかを具体的に示す必要があると思います。時間がかかるとは思いますが、1つポイントを設けて案内して、これが参加者の増加に繋がるかどうかを検証してみるのもよいのではないかと思います。

□ 開催時間帯について、アンケートをとったことはないですね。

△ アンケートをとったことはありません。午後3時30分という時間は、担当者側で考えて設定したもので、参加者が少なかったため、参加者の御都合を理解できていなかったと反省しているところです。参加者に具体的に聞いてみるのも大切だと思います。

□ 参加者へのガイダンスへの案内ですが、これについてももう少し参加しようと思えるような動機付けがあった方がよいということでしょうか。

○ この文書だけでは、ちょっと使いにくいのかなと思いましたので、機会があるのかどうか分かりませんが、参加者にガイダンスの案内をする際に、案内するときのポイントを手元に持っておかれたらいいのではないかと思います。

△ ガイダンスの案内は、最初はこの文書を郵送して行います。ただ、第1回の調停期日の時点でガイダンス未受講の方には、調停委員から参加を促していただくこととなりますので、そのときの案内の方法について、ある程度定型化したものを考えてみたいと思います。

○ 申込方法のハードルを下げるだけでも、参加者が増えるのではないかと思います。一般の社会人を対象としたセミナーの申込みでは、お仕事をされている方は、夜中にスマートフォンで申込みをしている方が多いです。仕事の中に、この案内文書に書かれたような内容を裁判所に伝えるのはなかなか大変だと思います。

□ 現在、申込みは電話でもらっているということですね。

○ 仕事で忙しい方は、勤務時間中に電話をかけるために職場を抜けたり、朝出勤する際に、事件番号等を手元に控えてから出かけるのはなかなか大変だと思います。先ほどもお話しましたが、インターネットで夜中に申込みをされる方がとても多いので、メールやファクシミリでの申込みなど、もう少し工夫できればよいのではないかと思います。

□ インターネットやメールでの申込みは、情報セキュリティの問題もあり受け付けていませんが、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

○ 留守番電話による対応はしているのですか。

□ 留守番電話による対応もしていません。

○ 情報セキュリティの関係ですが、私の勤務先では、外部のアドレスを利用して、ホームページで一般の方から情報をいただき、こちらから折り返し連絡する、ということはありません。細かい情報まで入力してもらわなくても、

こちらから折り返し連絡する時間帯を入力してもらえれば、その時間に連絡をして確認すればよいということになります。また、案内文書ですが、私なら、仕事を休んで午前10時や午後2時にガイダンスに参加しようとは思いません。参加すれば、非常に良くて、聞いてよかったと思える内容なのでしょうが、まずは、参加者をつかむために、案内文書をキャッチーなものにする必要があると思います。裏にガイダンスの内容が色々と記載されていますが、これを表に出して、例えば、「離婚に当たってお子さんのことで不安はないですか？その不安に調査官がお答えします！」といった内容を記載をしてみてもどうかと思います。現在の案内文書は、日時や電話番号が表に記載されていますが、これは裏でもいいと思います。ガイダンスに参加したら、色々なことが聞けるということ进行全面に出して、参加者をつかむことが大事だと思います。

- 勤務時間開始前とか、終了後の実施は難しいのかもしれませんが、試しに一度、どれだけ参加者が集まるかやってみてはどうかと思います。
- 民事で夜間調停をやってますよね。
- 夜間調停は、大阪簡裁で実施しています。当庁では、月2回、夜間の受付と審判を実施しています。時間外のガイダンスの実施についてはどうでしょうか。
- △ 夜間や休日の実施については、難しい面があります。当事者の方で、どうしても日中時間が取れないとか、遠方で参加できないという方については、個別のガイダンスを実施しています。調停期日当日には、当事者は大体来庁しますので、例えば、午前10時30分の期日であれば、約1時間前の午前9時30分に個別に来ていただいて、対応しています。
- 調停期日には、当事者は必ず来庁するので、その機会を利用するということですね。期日が始まる少し前に来てもらって、調査官が1対1で対応しているのですか。

△ そうです。個別のガイダンスについては、60分の短縮バージョンも準備しております。個別のガイダンスであれば、お子さんの年齢が特定されるので、一定程度内容を短縮することも可能です。調停期日は、概ね30分程度でお話を伺う当事者を入れ替えますので、その間を縫ってガイダンスを実施した例もあります。

□ 時間外にガイダンスを実施するのは難しいところです。

○ 個別対応を増やすと、結局省力化に繋がらないのかなと思ひまして、朝の勤務時間開始前に実施するとか、勤務時間終了後、午後の調停が終わった流れで一定の人数を集めて実施できないのかな、と思ひました。

○ 先ほど、申込みをインターネットでできないかというお話がありましたが、今はインターネットの利用が一般的になっていますので、セキュリティの問題など壁はあるかもしれませんが、風穴を開けるという意味でやってみるのもいいのではないかと思います。

○ 第1回期日までに申込みがなければ、調停委員から、親ガイダンスへの参加を促すこととなりますが、紛争性が高い事件や、話し合うべき問題が多い事件になりますと、親ガイダンスの話だけ切り離して説明することになります。できれば、話合いの流れの中で、当事者が、自然にガイダンスに参加しようと思えるような説明ができないかと思ひます。ですので、先ほど御意見がありました、説明する際に何か指針のようなものがあると助かるのではないかと思います。また、調停委員もこの親ガイダンスが始まる時に、内容の説明は受けていますが、もう一度聴き直す必要があると思ひます。

○ 当事者に配布する案内文書は、白黒印刷ですか。

△ ピンク色の紙に印刷しています。

○ わかりました。白黒よりカラーの方が訴求力があると思ひました。

□ 調停委員が当事者に説明するための説明文書はあるのですか。

△ 今は作っていませんが、これまで調停委員の方々が、親ガイダンスの申込

みのための当事者を連れて来ていただくことが多かったので、調停委員からの働きかけの効果は大きいと考えています。今回、調停委員の皆さんに、親ガイダンスについてアンケートをさせていただきましたが、今後も色々な機会に情報共有させていただき、当事者への参加への促し方を考えていきたいと思えます。

- 家裁が取り組むべきその他の方策については、何か御意見はございますでしょうか。
- 既に離婚することで調停が成立したのですが、小さな子供がいて、是非ガイダンスを受けてほしいと思う事件がありました。調停が成立すると、ガイダンスの対象からははずれてしまうのですが、裁判所の後見的な視点として、このようなケースについても対応してもらえればと思えます。
- 調停は成立したけど、親ガイダンスを受けてほしいと思うケースがあった、ということでしょうか。
- そうです。今後、親が子供に関わるときのために受けておいてほしいと思ったケースがあったということです。
- このようなケースで、親ガイダンスを実施することについてはどうでしょうか。
- △ 確かに、調停が成立した事件でも、ガイダンスを受けてもらった方がいいと思うケースはあると思えます。ただ、現在の枠組みとして、調査官が裁判官からの命令を受けてガイダンスを実施することになっているのですが、調停が成立すると事件が終了してしまいますので、その辺りの技術的な面をどのようにクリアしていくのか、という問題があるかと思えます。
- このようなケースでは、できれば調停成立前にガイダンスを聴いていただいた上で、調停を成立させる、というような工夫が必要なように思えます。